

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：ガーナ 担当：経済基盤開発部  
案件名：東部回廊架橋事業詳細設計調査  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年5月中旬～2015年8月下旬

2 参加要件

海外における道路・橋梁設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月26日から2014年3月28日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月26日から2014年3月31日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月11日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：4月下旬
- (5) 契約交渉：4月下旬～5月上旬

5 業務の目的

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）では、域内経済統合を図るために国際回廊の整備を進めている。こうした中、近年ガーナ共和国（以下、ガーナ）では、隣国コートジボワールの政情不安もあり、内陸国向け貨物や周辺国向けのトランジット貨物が増加し、ガーナの運輸交通は西アフリカ内陸諸国にとってのライフラインとして社会・経済的に重要度が高まっている。ガーナでは、道路、鉄道、水運、空路の中で、道路運輸が旅客輸送全体の約95%を占めている中、近年の高い経済成長に伴い、物流量増加に対応するための道路拡張及び延伸の必要性が急増している。ガーナの沿岸からガーナ北部、さらにブルキナファソに向かう南北の回廊は、現状では中央回廊（首都アクラ～パガ国境）のみほぼ全線舗装されているが、同回廊に物流が全面的に依存しているために損傷が著しく、同回廊上のアクラや第二の都市クマシ周辺では慢性的な渋滞が発生している。このため、ガーナ政府によって東部回廊（テマ～クランググ国境）及び西部回廊（エルボ～ハミレ国境）の開発が優先路線として整備が進められている。

特に東部回廊は、交通渋滞が深刻なクマシ都市圏を通過せず、ガーナ最大の輸入港であるテマ港からブルキナファソ国境までの最短ルートとなり輸送時間の大幅な短縮が見込まれることから優先度が高い。しかし、同回廊のボルタ川にかかるアドミ橋（全長245m、1956年建設）は、老朽化が進み、構造上の理由により荷重制限がかけられていることから、物流のボトルネックとなっている。

このような状況から、2010年にJICAは「東部回廊整備事業準備調査」において東部回廊整備に係る重要性を確認した上で、2012年に「東部回廊整備事業準備調査（その2）」を行い、アドミ橋を迂回する新規ルートとしてボルタ川を横架する橋梁建設（約520m）を含む、アスツワレ交差点～アシクマ交差点間（約67km）の整備を提案した。この提案を受け、ボルタ川を横架する橋梁及びアプローチ道路（約1,000m）の整備についてガーナ政府から2013年9月にSTEP条件を活用した円借款の要請があり、円借款供与による事業実施が予定されている。

本調査は、2013年8月29日にガーナ道路公団とJICAとの間で署名交換された討議議事録（R/D）に基づき、詳細設計及び入札図書作成を目的として、2014年5月から16ヶ月の予定で実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

【業務対象地域】

東部地域（ボルタ州）（東部回廊・ボルタ川）

【業務内容】

- (1) インセプション・レポート（IC/R）の作成
- (2) IC/Rの説明・協議
- (3) 業務に必要な基本データの収集分析、設計対象範囲及び設計仕様の確認
- (4) 基本設計
- (5) 基本設計報告書の作成・説明及び協議
- (6) 詳細設計
- (7) 詳細設計の照査
- (8) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の作成

- (9)DF/R及び入札図書等（案）の協議
- (10)入札図書等（案）（最終版）の作成及び提出
- (11)環境社会配慮
- (12)住民移転計画
- (13)ファイナル・レポートの作成及び提出

#### 7 成果品等

- (1)インセプション・レポート（IC/R） （2014年5月中旬）
- (2)基本設計報告書（BD/R） （2014年10月下旬）
- (3)インテリムレポート（IT/R） （2015年2月下旬）
- (3)入札図書等（案）（ドラフト版） （2015年6月下旬）
- (4)ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）（2015年6月下旬）
- (5)環境社会配慮報告書 （2015年8月下旬）
- (6)住民移転計画報告書 （2015年8月下旬）
- (7)照査報告書 （2015年8月下旬）
- (8)入札図書等（案）（最終版） （2015年8月下旬）
- (9)ファイナル・レポート（F/R） （2015年8月下旬）

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1)総括／道路計画 （評価対象予定者）
- (2)橋梁設計(全体計画)（評価対象予定者）
- (3)橋梁設計（解析）
- (4)橋梁設計（上部工）
- (5)橋梁設計（下部工／主塔）
- (6)橋梁設計（仮設構造物）
- (7)橋梁設計（図面作成）
- (8)道路／舗装設計
- (9)施設設計
- (10)測量・地盤・地質調査
- (11)水文調査
- (12)環境社会配慮
- (13)施工計画／積算
- (14)入札図書作成
- (15)照査

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年1月に協力準備調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。